

別表十四（七）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第123条の9第4項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）（同条第7項から第9項までにおいて準用する場合を含みます。）若しくは令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第123条の9第4項（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）（同条第6項から第8項までにおいて準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令和2年旧令第123条の9第4項の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。以下同じです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結

- 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「前期以前の対象期間における当該関連法人に係る前特定適格組織再編成等による移転資産の損失の額から利益の額を控除した金額³⁵」は、その事業年度前の各事業年度において「前特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称¹²」にその名称を記載した法人に係る別表十四(十)付表二「12」に金額の記載がある場合（法第64条の14第5項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の規定の適用がある場合に限ります。）には、その金額を含めて記載します。
- 3 令和2年旧令第123条の9第4項の規定の適用を受ける場合又は令和2年旧法第81条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、「対象期間」とあるのは、「適用期間」として記載します。